

2-3 届出の仕方

排出量・移動量の届出は、以下の手順で行ってください。

- (1) 算出した排出量・移動量の値に間違いがないかどうかの確認(→ p I -65)
- (2) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出 (→ p I -67)

(1) 排出量・移動量の確認

以下の事項を検討し、算出結果が妥当であることを確認してください。

- ① 単位の違い等の計算上の間違いがないか
- ② 今年度の年間取扱量より、排出量・移動量の合計が少なくなっているか
- ③ 前年度の算出結果に対して、大きく異なった値となっていないか

(あいうえ工業における事例)

あいうえ工業事業所における届出の対象となる物質(特別要件施設で排出量等を把握するダイオキシン類及び水銀及びその化合物を除く)の年間取扱量と排出量・移動量の合計を比較すると、以下のようになります。

①トルエン

トルエンの排出量・移動量の合計	296.3kg/年	<	トルエンの年間取扱量	3140kg/年
大気への排出	14.3kg/年			
公共用水域への排出	250kg/年			
当該事業所における 土壌への排出	0.0kg/年			
当該事業所における 埋立処分	11kg/年			
下水道への移動	0.0kg/年			
当該事業所の外への移動	21kg/年			

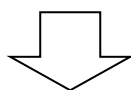
②キシレン

キシレンの排出量・移動量の合計	356.1kg/年	<	キシレンの年間取扱量	8140kg/年
大気への排出	39.1kg/年			
公共用水域への排出	250kg/年			
当該事業所における 土壌への排出	0.0kg/年			
当該事業所における 埋立処分	11kg/年			
下水道への移動	0.0kg/年			
当該事業所の外への移動	56kg/年			

③六価クロム化合物

六価クロム化合物の 排出量・移動量の合計	398.2kg/年
大気への排出	0.0kg/年
公共用水域への排出	0.0kg/年
当該事業所における 土壌への排出	0.0kg/年
当該事業所における 埋立処分	394kg/年
下水道への移動	0.0kg/年
当該事業所の外への移動	4.2kg/年

六価クロム化合物の 年間取扱量	663kg/年
--------------------	---------



- ・ いずれの物質も年間取扱量より排出量・移動量の合計が少ない
→ 概ね妥当であると考えられます。
- ・ トルエン及びキシレンの排出量・移動量の合計が年間取扱量の 1/10 以下
→ 高除去率(99.5%)の排ガス燃焼装置を設置しているためと考えられます。

(関連ページ)

- ・ 第Ⅱ部 2-5(1)排出量・移動量の確認(→ pⅡ-97)

(2)-1 届出書の作成・届出(電子届出)

届出は基本的に電子届出(電子情報処理組織を使用した届出)をご利用ください。

電子届出では、インターネット回線を利用し、オンラインで届出を行うことができます。

なお、初回利用時にはユーザ ID・初期パスワード発行のため、事前届出が必要となります。詳細は下段の『電子届出の手順』をご覧ください。

○電子届出の手順

以下に示すステップにて PRTR 電子届出を行うことができます。

1. インターネットに接続可能なパソコンを用意
2. 事前届出書の提出
3. ユーザ ID・初期パスワードの受領
4. PRTR 届出システムへのログインと届出書の作成、届出(届出書の提出)

手続きの詳細、PRTR 届出システム操作マニュアル、操作方法(YouTube)、操作デモについては以下 URL(PRTR 制度 電子届出が初めての方へ)よりご確認ください。

URL: <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

注) 2022 年度届出からクライアント証明書インストールが不要となりました。

○電子届出のメリット

電子での届出を導入することで下記のメリットが得られ、担当者のご負担を軽減することにつながります。奮ってご活用ください。

- ・ 政令改正により変更となる第 1 種指定化学物質の政令番号を管理番号へ自動で変更
- ・ 電子届出は過去の届出も管理可能となり、次年度の入力の手間を省力化
- ・ 記載ミスが削減でき、役所とのやりとりの削減
- ・ 自動的に有効数字を 2 桁に変換
- ・ 記入漏れ、入力値の疑義も警告表示でお知らせ
- ・ 届出不要の連絡も可能
- ・ 届出は電子であっても社内の紙決裁への対応として印刷も可能

(問合せ窓口)

①PRTR 届出システム(電子届出)についてのお問合せ

独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター リスク管理課

PRTR システムサポート URL: <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

②PRTR 届出システム(電子届出)の操作に関するお問合せ

チャットボット URL:

<https://nite-chem-c.ai-q.biz/o-tY2u7pLvHY1G6mbgi6/contact/top>

PRTR 届出システム(電子届出)の操作に関するよくある質問にチャットでお答えします。(運用期間: 4～7月及び2月～3月)

(管理番号について)

今般の政令改正から、指定化学物質の政令番号の変更による事業者の負担を軽減するため、現行指定化学物質及び新規指定化学物質に、政令番号^{※1}とは異なる管理番号^{※2}が付与されています。

各対象物質の管理番号は、化管法管理番号リストにおいてご確認いただけます。

URL: https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

PRTR制度においては、令和6年度の届出から、従来の政令番号に代わって本表に記載されている管理番号を使用していただきます。

SDSへの指定化学物質の政令番号及び管理番号の記載は必須ではありませんが、記載する場合は、1指定化学物質に固有の1番号が維持される管理番号の記載を推奨します。

また、今般の見直しによる変遷等の情報も本表からご確認いただけます。

※1 政令番号とは、化管法の政令改正毎に指定化学物質に1から順番に番号を付したもので、同じ物質でも政令改正の前後で政令番号が変わる場合があります。

※2 管理番号とは、指定化学物質毎に付された固有の番号であり、対象範囲が変わらない限り、今後指定化学物質が追加・削除されても原則変わりません。

(2)-2 届出書の作成・届出(電子届出以外の届出)

届出は基本的に電子届出をご利用ください。電子届出が不可能な場合については、磁気ディスク(CD-R等)による届出、書面による届出も可能です。

届出ファイル又は届出書は「PRTR 届出作成支援システム」を用いてホームページ上で作成してください。詳しくは、PRTR 届出作成支援システムのホームページ(URL : https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien_system.html)を参照してください。

また、作成した届出書は、届出の対象となる事業所の業種の所管大臣あてに事業所の所在する都道府県知事経由で届け出てください。

届出書の作成、届出方法についての詳細は、経済産業省及び環境省のホームページにある「PRTR 届出の手引き」等を御確認ください。

(関連ページ等)

- ・ 第Ⅱ部 2-5(2)届出書の作成・届出(→ pⅡ-98)
- ・ PRTR 届出の手引き
- ・ PRTR 届出の公共用水域(河川、湖沼、海域等)の名称について
- ・ PRTR 届出の下水道終末処理施設の名称について

【参考情報】(排出量・移動量の有効数字について)

排出量・移動量は有効数字 2 桁^{*}で記入してください。

※ 排出量などの算出結果を 2 桁表示にする際は、以下の例を参考にし、ゼロとなる場合や排出量・移動量がない場合(例えば、下水道を利用していない事業所における下水道への移動量)は、「0.0」と記入してください。

ダイオキシン類以外の場合			ダイオキシン類の場合		
算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字 2 桁表示	単 位	算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字 2 桁表示	単 位
0.0493	0.0*	kg	0.0493	0.049	mg-TEQ
0.0926	0.1*		0.0926	0.093	
0.342	0.3*		0.342	0.34	
4.75	4.8		4.75	4.8	
9.98	10		9.98	10	
12.2	12		12.2	12	
1,875	1,900		1,875	1,900	
2,041	2,000		2,041	2,000	
9,869	9,900		9,869	9,900	
9,987	10,000		9,987	10,000	
10,237	10,000		10,237	10,000	
10,766	11,000		10,766	11,000	

注) ダイオキシン類以外の対象物質の排出量または移動量が 1kg 未満の場合、小数点以下第 2 位以下を四捨五入して得られた数値を記入してください。ダイオキシン類の場合は、上記の例のように、小数点以下の桁数に関係なく有効数字 2 桁の数値に丸めて記入してください。

届出書の記入例

システムを用いて届出書を作成する際の画面を以下に掲載していますので、届出の際の参考にしてください。

様式第1（第5条関係）第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

整理番号	E2414002-00002-00
提出日	2024年04月08日
届出先	経済産業大臣 殿
提出先	神奈川県知事 殿

<届出者>

(ふりがな)	とうきょうと ちよたく かすみがせき1ちようめ
住所	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1丁目-2-2
(ふりがな)	かぶしきがいしゃあいうえこうぎょう
氏名（法人にあつては名称）	株式会社あいうえ工業
(ふりがな)	だいひょうとりしまりやく
氏名（法人にあつては代表者の役職）	代表取締役
(ふりがな)	かんきょう たろう
氏名（法人にあつては代表者の氏名）	環境 太郎

<代理人>

(ふりがな)	
役職	
(ふりがな)	
氏名	

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

<事業所の概要>

事業所	(ふりがな)	かぶしきがいしゃあいうえこうぎょう	
	事業者の名称	株式会社あいうえ工業	
	法人番号	9234567890123	
	前回の届出における名称		
	(ふりがな)	ろじぎょ	
	事業所の名称	□事業所	
	前回の届出における名称		
	(ふりがな)	かながわけん あやせし たてかわ	
	所在地	〒252-1105 神奈川県 綾瀬市 蓼川	
	変更区分		
変更理由			
事業所において常時使用される従業員の数	25人		
事業所において行われる事業が属する業種	業種名		業種コード
	主たる事業	金属製品製造業	2800
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無	無		
担当者 (問い合わせ先)	部署	環境安全部管理第一係	
	(ふりがな)	かがく はなこ	
	氏名	化学 花子	
	電話番号	012-3456-7890	
	電子メールアドレス	[REDACTED]	

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量 別紙番号 001～005のとおり

・別紙番号: 001 管理番号: 080 キシレン

別紙番号	001
------	-----

<第一種指定化学物質の名称並びに管理番号>

第一種指定化学物質の名称	キシレン		
第一種指定化学物質の管理番号	080	単位	kg

<排出量>

イ 大気への排出	39		
ロ 公共用水域への排出	250	排出先の河川、湖沼、海域等の名称	多摩川
ハ 当該事業所における土壌への排出 (二以外)	0.0		
ニ 当該事業所における埋立処分	11	埋立処分を行う場所	1. 安定型 <input type="radio"/> 2. 管理型 3. 遮断型

<移動量>

イ 下水道への移動	0.0	移動先の下水道終末処理施設の名称	
ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)	56		
当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法		
	01 脱水・乾燥 <input type="radio"/> 02 焼却・熔融 03 油水分離	04 中和 05 破碎・圧縮 06 最終処分	07 その他
	廃棄物の種類		
	01 燃え殻 02 汚泥 <input type="radio"/> 03 廃油 04 廃酸 05 廃アルカリ 06 廃プラスチック類 07 紙くず 08 木くず 09 繊維くず	10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 15 鉱さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他	

・別紙番号: 002 管理番号: 088 六価クロム化合物

[ページの先頭へ](#)
[ページの最後へ](#)
[前の別紙へ](#)
[次の別紙へ](#)

別紙番号	002
------	-----

<第一種指定化学物質の名称並びに管理番号>

第一種指定化学物質の名称	六価クロム化合物		
第一種指定化学物質の管理番号	088	単位	kg

<排出量>

イ 大気への排出	0.0		
ロ 公共用水域への排出	0.0	排出先の河川、湖沼、海域等の名称	
ハ 当該事業所における土壌への排出 (二以外)	0.0		
ニ 当該事業所における埋立処分	390	埋立処分を行う場所	<input type="checkbox"/> 1. 安定型 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 管理型 <input type="checkbox"/> 3. 遮断型

<移動量>

イ 下水道への移動	0.0	移動先の下水道終末処理施設の名称	
ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)	4.2		
当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法		
	01 脱水・乾燥	04 中和	07 その他
	02 焼却・熔融	05 破碎・圧縮	
	03 油水分離	<input type="checkbox"/> 06 最終処分	
当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の種類		
	01 燃え殻	10 動植物性残さ	
	02 汚泥	11 動物系固形不要物	
	03 廃油	12 ゴムくず	
	04 廃酸	13 金属くず	
	05 廃アルカリ	14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	
	<input checked="" type="checkbox"/> 06 廃プラスチック類	15 鉱さい	
	07 紙くず	16 がれき類	
	08 木くず	17 ばいじん	
	09 繊維くず	18 その他	

・別紙番号: 003 管理番号: 237 水銀及びその化合物

[ページの先頭へ](#)
[ページの最後へ](#)
[前の別紙へ](#)
[次の別紙へ](#)

別紙番号	003
------	-----

<第一種指定化学物質の名称並びに管理番号>

第一種指定化学物質の名称	水銀及びその化合物		
第一種指定化学物質の管理番号	237	単位	kg

<排出量>

イ 大気への排出	0.2		
ロ 公共用水域への排出	0.0	排出先の河川、湖沼、海域等の名称	
ハ 当該事業所における土壌への排出 (二以外)	0.0		
ニ 当該事業所における埋立処分	0.0	埋立処分を行う場所	1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型

<移動量>

イ 下水道への移動	0.0	移動先の下水道終末処理施設の名称	
ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)	0.0		
当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法		
	01 脱水・乾燥	04 中和	07 その他
	02 焼却・溶融	05 破砕・圧縮	
	03 油水分離	06 最終処分	
当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の種類		
	01 燃え殻	10 動植物性残さ	
	02 汚泥	11 動物系固形不要物	
	03 廃油	12 ゴムくず	
	04 廃酸	13 金属くず	
	05 廃アルカリ	14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	
	06 廃プラスチック類	15 鉱さい	
	07 紙くず	16 がれき類	
	08 木くず	17 ばいじん	
	09 繊維くず	18 その他	

・別紙番号: 004 管理番号: 243 ダイオキシン類

ページの先頭へ ページの最後へ 前の別紙へ 次の別紙へ

別紙番号	004
------	-----

<第一種指定化学物質の名称並びに管理番号>

第一種指定化学物質の名称	ダイオキシン類		
第一種指定化学物質の管理番号	243	単位	mg-TEQ

<排出量>

イ 大気への排出	1.7		
ロ 公共用水域への排出	0.0	排出先の河川、湖沼、海域等の名称	多摩川
ハ 当該事業所における土壌への排出 (二以外)	0.0		
ニ 当該事業所における埋立処分	0.0	埋立処分を行う場所	1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型

<移動量>

イ 下水道への移動	0.0	移動先の下水道終末処理施設の名称	
ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)	0.0		
当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法		
	01 脱水・乾燥 02 焼却・熔融 03 油水分離	04 中和 05 破碎・圧縮 ○06 最終処分	07 その他
	廃棄物の種類		
	○01 燃え殻 02 汚泥 03 廃油 04 廃酸 05 廃アルカリ 06 廃プラスチック類 07 紙くず 08 木くず 09 繊維くず	10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 15 鉱さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他	

・別紙番号: 005 管理番号: 300 トルエン

ページの先頭へ ページの最後へ 前の別紙へ 次の別紙へ

別紙番号	005
------	-----

<第一種指定化学物質の名称並びに管理番号>

第一種指定化学物質の名称	トルエン		
第一種指定化学物質の管理番号	300	単位	kg

<排出量>

イ 大気への排出	14		
ロ 公共用水域への排出	250	排出先の河川、湖沼、海域等の名称	多摩川
ハ 当該事業所における土壌への排出 (二以外)	0.0		
ニ 当該事業所における埋立処分	11	埋立処分を行う場所	<input type="checkbox"/> 1. 安定型 <input type="checkbox"/> 2. 管理型 <input type="checkbox"/> 3. 遮断型

<移動量>

イ 下水道への移動	0.0	移動先の下水道終末処理施設の名称	
ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)	21		
当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法		
	01 脱水・乾燥	04 中和	07 その他
	<input type="checkbox"/> 02 焼却・熔融	05 破碎・圧縮	
	03 油水分離	06 最終処分	
当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の種類		
	01 燃え殻	10 動植物性残さ	
	02 汚泥	11 動物系固形不要物	
	<input type="checkbox"/> 03 廃油	12 ゴムくず	
	04 廃酸	13 金属くず	
	05 廃アルカリ	14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	
	06 廃プラスチック類	15 鉱さい	
	07 紙くず	16 がれき類	
	08 木くず	17 ばいじん	
	09 繊維くず	18 その他	